

善通寺市監査委員公表第2号

令和2年2月28日付け善監委第6号で提出した令和元年度財政援助団体監査（後期分）〔善通寺商工会議所〕の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和2年4月2日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 安井一博

## 令和元年度財政援助団体監査（後期分）

### 財政援助団体監査指摘事項の取組について

#### **個別指摘事項**

##### **【善通寺商工会議所（商工観光課所管）指摘事項】**

##### 収支決算報告書の支出の部について

平成 30 年度収支決算書及び平成 31 年度収支予算書の支出の部において、運営補助金額 411 万 3,000 円に係る新規就職者激励会・新人社員研修等の記載が見られないが、事業報告書には、記載が見受けられる。

今後、収支決算書及び収支予算書の支出の部において、運営補助金額に該当する事業名について、記載する等の指導をされたい。

##### **【検討結果】**

市から善通寺商工会議所へ補助している運営補助金については、事業報告書に記載がある事業名と収支決算書及び収支予算書の支出の部における事業名との整合性が取れるよう記載する等の指導を行う。